

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 …… 保 健 体 育 課 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第24号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

令和3年9月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）第4条第2項の規定に基づき、三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
桑名北高等学校	テニスコート	400	桑名北高等学校	テニスコート	300
	体育館	150		体育館	100
	武道場	50		武道場	50
桑名工業高等学校	運動場	100	桑名工業高等学校	運動場	100
	体育館	200		体育館	150
	武道場	100		武道場	50
	弓道場	50		弓道場	50
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四日市高等学校	体育館	150	四日市高等学校	体育館	100
	武道場	50		武道場	50
四日市西高等学校	体育館	350	四日市西高等学校	体育館	250
	テニスコート	550		テニスコート	400
朝明高等学校	運動場	950	朝明高等学校	運動場	750
	体育館	150		体育館	150
	武道場	50		武道場	50
四日市四郷高等学校	運動場	450	四日市四郷高等学校	運動場	350
	テニスコート	550		テニスコート	400
	トレーニング場	50		トレーニング場	50
	武道場	50		武道場	50
四日市工業高等学校	運動場	1000	四日市工業高等学校	運動場	750
	テニスコート	500		テニスコート	400

四日市商業高等学校	体育館	150
四日市中央工業高等学校	運動場	900
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	150
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	800
神戸高等学校	運動場	650
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
稲生高等学校	運動場	150
	運動場 (野球)	550
	第1体育館	150
	第2体育館	200
	武道場	100
	武道場	50
	(なぎなた)	
亀山高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
	ウエイリフティング場	50
津高等学校	体育館	100
	テニスコート	200
	武道場	50
津西高等学校	第2運動場	800
	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
津商業高等学校	運動場	100
	体育館	100
	武道場	50
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	550
	体育館	150
	トレーニング室 (卓球場)	50
	武道場	50
	レスリング場	50
	体操場	200
久居農林高等学校	第1運動場	100
	第2運動場	650
	体育館	150
	武道場	50
	ボクシング場	50
白山高等学校	運動場	100
	体育館	150
	武道場	50

四日市商業高等学校	体育館	100
四日市中央工業高等学校	運動場	650
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	100
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	600
神戸高等学校	運動場	500
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
稲生高等学校	運動場	100
	運動場 (野球)	400
	第1体育館	100
	第2体育館	150
	武道場	50
	武道場	50
	(なぎなた)	
亀山高等学校	運動場	300
	体育館	150
	武道場	50
	ウエイリフティング場	50
津高等学校	体育館	100
	テニスコート	150
	武道場	50
津西高等学校	第2運動場	600
	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
津商業高等学校	運動場	50
	体育館	100
	武道場	50
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	400
	体育館	100
	トレーニング室 (卓球場)	50
	武道場	50
	レスリング場	50
	体操場	150
久居農林高等学校	第1運動場	100
	第2運動場	500
	体育館	100
	武道場	50
	ボクシング場	50
白山高等学校	運動場	100
	体育館	100
	武道場	50

松阪高等学校	運動場	400
松阪工業高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	100
飯南高等学校	体育館	150
	運動場	50
相可高等学校	テニスコート	150
	体育館	150
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	150
	武道場	50
宇治山田高等学校	体育館	200
伊勢工業高等学校	運動場	300
	体育館	150
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
明野高等学校	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ボクシング場	50
(略)	(略)	(略)
鳥羽高等学校	運動場	400
	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	200
	体育館	100
(略)	(略)	(略)
上野高等学校	第2運動場	200
	テニスコート	50
	体育館	150
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	150
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	800
	体育館	150
	トレーニング場	100
	武道場	50
名張高等学校	運動場	500
	テニスコート	650
	体育館	300
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	400
	体育館	150
	武道場	50

松阪高等学校	運動場	300
松阪工業高等学校	運動場	300
	体育館	100
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	50
飯南高等学校	体育館	100
	運動場	50
相可高等学校	テニスコート	100
	体育館	100
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	100
	武道場	50
宇治山田高等学校	体育館	150
伊勢工業高等学校	運動場	200
	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
明野高等学校	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ボクシング場	50
(略)	(略)	(略)
鳥羽高等学校	運動場	300
	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	150
	体育館	100
(略)	(略)	(略)
上野高等学校	第2運動場	150
	テニスコート	50
	体育館	100
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	100
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	600
	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
名張高等学校	運動場	350
	テニスコート	500
	体育館	250
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	300
	体育館	100
	武道場	50

尾鷲高等学校	運動場	450
	テニスコート	250
	体育館	150
	武道場	50
	弓道場	50
尾鷲高等学校 (光が丘校舎)	運動場	800
	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	300
	体育館	150
	テニスコート	150
	武道場	100
(略)	(略)	(略)
北星高等学校	運動場	500
	体育館	200
(略)	(略)	(略)
伊勢まなび高等学校	運動場	450
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
かがやき特別支援学校	体育館	50
稲葉特別支援学校	体育館	100
特別支援学校西日野にし学園	体育館	100
度会特別支援学校	体育館	250
(略)	(略)	(略)
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	100
北勢きらら学園	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	体育館	150
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

尾鷲高等学校	運動場	350
	テニスコート	200
	体育館	100
	武道場	50
	弓道場	50
尾鷲高等学校 (光が丘校舎)	運動場	600
	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	400
	体育館	200
	テニスコート	200
	武道場	100
(略)	(略)	(略)
北星高等学校	運動場	400
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
伊勢まなび高等学校	運動場	350
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
かがやき特別支援学校	体育館	50
稲葉特別支援学校	体育館	50
特別支援学校西日野にし学園	体育館	50
度会特別支援学校	体育館	200
(略)	(略)	(略)
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	50
北勢きらら学園	体育館	50
特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	体育館	100
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

附 則

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。ただし、木本高等学校においては、令和3年10月22日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県教育委員会規則第三条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。